

【平成23年第4回定例会 総務委員会委員長報告】

平成23年10月6日 総務委員長 橋本 勝

総務委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、「議案第129号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、本議案にある過料の考え方について質疑があり、理事者から、本条例の過料は、市税に係る不申告等に対する罰則だが、過料を科すこと自体が目的ではなく、不申告等への抑止力が主な目的である。そのため、催告等の手段を用いて、自主的な申告を今後も促していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、税の未納に対する督促等を開始する期日等について質疑があり、理事者から、納付期日後20日ほどで督促状を発し、その後も納付が行われなければ、法的には滞納処分を行うことは出来る。しかし、処分に当たっては個々の納税者の事情にも配慮しながら行うこととしている、との答弁がありました。

次に委員から、過去の不申告の例について質疑があり、理事者から、これまでも不申告はあるが、催告等を行うことにより申告が行われるため、課税もれ等は生じていない、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第164号 平成23年度川崎市一般会計補正予算」であります。委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第17号 川崎区に冒険遊び場・子ども夢パークを作ることにする請願」であります。

本請願は、富士見公園一帯の周辺整備に、冒険遊び場、子ども夢パークの設置を願うものであります。

まず理事者から、富士見周辺地区は、平成20年3月に策定した富士見周辺地区整備基本計画に基づき、公園区域全体の整備の進め方や各施設の整備方針などについて取りまとめ、平成23年3月に富士見周辺地区整備実施計画として策定した。

整備実施計画内での公園区域全体の整備の方向性は、中長期にわたる段階的な整備を行うため、計画的な公園再生を進める必要があることから、基本計画などを踏まえ、6つの公園整備の基本方針について、今後の整備に向けた方向性として整理している。

エリア別公園整備方針は、基本計画におけるゾーニングとの整合性を図った上で、10カ所のエリア別公園整備方針を設定し、その中に、こども広場として、親子で楽しむことのできる広場などの整備を示している。

また、こども広場の整備スケジュールは、前期整備推進期間の平成26年度から平成29年度までを整備の期間としている。

川崎市子ども夢パークは、子どもが遊び及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することによ

り、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため、平成15年7月に設置した。

また、平成18年5月から指定管理者制度を導入し財団法人川崎市生涯学習財団と特定非営利活動法人フリースペースたまりばで構成される川崎市子ども夢パーク共同運営事業体が管理運営を行っており、子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関することや、子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関することなど7つの事業を行っている。

市内の公園は1,172カ所、691.17ヘクタールあり、その中で、川崎区内では153カ所、72.94ヘクタールの公園が配置されている。

公園を利用する上で、都市公園の制約として、都市公園条例第4条において、施設の損傷、植物の採取、火気の使用など公園管理の支障となる行為を禁止しているが、プレーパーク活動等を実施する運営団体等からの要望にこたえるため、当該団体への都市公園条例第3条の公園内行為について一定の条件を付して公園内行為許可を行っており、平成22年度におけるプレーパーク等に関する公園内行為許可申請状況は、幸区1団体、宮前区1団体、多摩区1団体、麻生区2団体となっている等の説明を受け質疑に入りました。

委員会では委員から、富士見周辺地区整備実施計画の具体的な整備方法について質疑があり、理事者から、富士見周辺地区の計画では、パブリックコメントなどを行い、市民などの意見も寄せられた結果、多くの人が散策できる回遊性のある緑地広場の配置を基本とした整備実施計画を定めた。しかし、エリア別の具体的な整備については、今後、幅広く市民意見を集約しながら協議・検討を行い調整していく、との答弁がありました。

次に委員から、富士見公園の具体的整備に伴う、市民意見の収集と公表の方法について質疑があり、理事者から、周辺住民の方々をはじめとし、町内会の代表者、公園利用者、学校へのアンケートなど、意見収集を行い、ホームページ等で公表していく、との答弁がありました。

次に委員から、富士見公園内への冒険遊び場の設置の可能性について質疑があり、理事者から、富士見公園は、あくまでも都市公園という位置づけの中で整備を行うもので、不特定多数の人がいろいろな使い方をできる範囲の中で、一つの要素として、子どもの冒険遊び場的な活用ができる方法についても、市民の意見を踏まえ、公園の管理規定の範囲で、いろいろな使い方ができる公園施設を検討していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、川崎区及び中原区におけるプレーパーク等に関する公園内行為許可申請状況について質疑があり、理事者から、公園内行為許可の申請については様々で、いわゆるプレーパークについては、市民の自主的な活動として行われているものもあり、過去の状況も様々である、との答弁がありました。

次に委員から、都市公園法上の公園を冒険広場的に使用するときの管理責任について質疑があり、理事者から、都市公園法上の公園を冒険広場的に使用する場合には、公園内行為許可の申請を行う必要がある。公園内行為許可を取得した場合には、管理責任は、申請者にあり、行為が終了した際は、原状復旧する必要があるなど、一定の

条件の中で使用していただくことが前提となる、との答弁がありました。

次に委員から、富士見公園における公園内行為許可の可能性について質疑があり、理事者から、富士見公園においても都市公園法上の公園であるため、公園内行為許可申請を行えば、申請者の管理責任の下で、安全性を確保し冒険心を導き出すような遊び方などを行う公園の利用は可能であるが、一般の公園利用者をはじめ、周辺住民や町内会、関係団体等と利用形態や運営について協議を要する場合もある、との答弁がありました。

次に委員から、子ども夢パークでの過去の事故件数について質疑があり、理事者から、過去の事故件数は、平成20年度に7件、平成21年度に1件である、との答弁がありました。

そこで委員から、安全性の確保の観点から、プレーリーダー等の配置の検討状況について質疑があり、理事者から、子ども夢パークにおいては、プレーリーダーという呼称は使用していないが、子どもたちの安全を見守る役割を持つ人員は配置されている、との答弁がありました。

次に委員から、子ども夢パークの各区への設置の可能性について質疑があり、理事者から、子ども夢パークは、川崎市の子どもの権利に関する条例の制定を記念して設置された全市施設であり、各区への設置については現在検討していない。また、同様の施設を設置するには、ある程度の広さが必要で、用地の確保も困難である。不特定多数の人が使える公園が良いという議論もある中で、現在の子ども夢パークをボランティア養成的な拠点として使っていただき、その経験を基に子どもたちと公園内行為許可の中で自主的な活動としてやっていただくことが方針である、との答弁がありました。

次に委員から、地域教育会議、区民会議及び子ども会議などにおける公園関係についての意見・要望の状況について質疑があり、理事者から、地域教育会議では教育を語る集いや子ども会議において意見交換等を行っており、その中で子どもたちの遊び場の充実については、様々な意見などが寄せられている。しかし、冒険遊び場などの具体的な施設の設置に関する要望は、今回が初めてである。また、川崎区の区民会議では、議論として話し合われているが、提言になるまでの合意形成はされていない、との答弁がありました。

次に委員から、子どもたちは、整備された公園ではなく、自分たちで作りあげる公園を設置してほしいという意見がある中で、市民から寄せられる他の意見・要望について質疑があり、理事者から、公園を整備するに当たっては、幼児や児童が遊べるような遊具の設置要望などを踏まえ、限られた敷地の中で、出来るだけ多くの要望に応えられるよう努めている。しかし、野球場やドッグランまたは冒険広場など、様々な要望があり、すべてに応えることは出来ないため、今後も、市民との十分な意見交換を行いながら、どのような公園を整備すべきか検討を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、子どもたちは、本当に何も無いところから考え、自分たちでやりたいことをやれる広場が欲しいと願っていると思われるので、そのような意見を行政として集約し、今後の公園整備に反映していただきたい、との意見がありました。

次に委員から、市内に、冒険遊び場などを設置するための広大な用地を確保することは、困難であることは理解できるが、子どもたちの遊び場が少ない中で、冒険遊び場などの設置は非常に重要なことと思われるので、市が、冒険遊び場などの計画を検討し、用地確保に努めていただきたい、との意見がありました。

取り扱いについて協議したところ、委員から、川崎区は、市北部地域と比べると緑地が少なく、遊び場も少ない。その中で、富士見公園内に遊び場を設置することは、市民の意見を集約した上で、検討していく必要があるので、川崎区内に子どもの遊び場、夢パーク、体験型の遊びができる施設の設置を求める本請願の趣旨は理解でき、趣旨採択すべきとの意見がありました。

次に委員から、以前は、子どもの遊び場が多く、子どもたちはのびのびと遊ぶことが可能であったが、現在は、遊び場が少なくなり、公園内でも、禁止事項が多くなっている。その中で、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる冒険遊び場などは必要と考えられ、その用地についても、富士見公園に限らず、臨海部も含めて検討することは可能であると考えられるので、本請願の趣旨は理解でき、趣旨採択すべきとの意見がありました。

次に委員から、都市公園法上、制約もあり検討しなければならない項目は多くあるが、市民や利用者と議論を重ねながら改善し、子どもの遊び場の整備を検討することは必要であり、本請願の趣旨は理解でき、趣旨採択すべきとの意見がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。